第７回芳賀町農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和８年７月１７日（金）　午後２時００分

２．開催場所　　芳賀町役場　３階　中会議室

３．出席委員

農業委員	農地利用最適化推進委員	
１番 小林　広美	金田　正	大林　厚雄
２番 大根田　源一	佐藤 一典	鈴木　省一
３番 酒井　和夫	岩﨑　進	菊地　方敏
４番 黒﨑　浩	手塚　孝夫	岡田　毅
５番 黒﨑　陽子	直井　純一	荒井　昭雄
６番 綱川　祥史	小林　康男	阿久津　正好
７番 岩村　隆	酒井　紀之	
８番 小林　芳晴	黒﨑　文雄	
９番 阿久津　信市		
１０番 小林　峰子		
１１番 黒崎　俊行		

４．欠席農業委員　　０人

５．出席農業委員会事務局職員

事務局長	森山　陽市
事務局長補佐兼係長	中澤　美智子
主任主査	大岡　久美子
主事	坂本　汐里
公社係長	水沼　和子

６．議事日程

議案第３０号　農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について
議案第３１号　農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第３２号　農地の転用許可後の事業計画変更に対する意見決定について
議案第３３号　非農地証明願に対する証明の可否について
議案第３４号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
議案第３５号　農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
報告第８号　　農地法第１８条の解約通知について

令和８年第７回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和８年第７回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は１１人であります。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、３番 酒井 和夫委員、４番 黒﨑 浩委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	（異議なしの声あり）
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第３０号	
議長	それでは、ただ今から、議案第３０号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第３０号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第３条の規定に基づく農地の区分地上権設定許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第３０号　区分地上権設定許可申請　２番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 ２番について、西高橋地区　阿久津 正好推進委員お願いします。
西高橋・打越新田地区推進委員	はい、西高橋・打越新田地区担当の阿久津です。議案第３０号２番について説明します。 この議案は、営農型太陽光発電設備のための申請となります。５月の総会において設備仕様の変更がなされたところでありまして、令和４年８月に■により設備が設置され、そのまま事業者が■に変更になったための申請ということです。致し方ない案件と思いますが、皆さまの慎重なるご審議、よろしくお願いいたします。
議長	こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 事務局及び阿久津推進委員の言われたとおりであり、致し方ない案件だと思いますが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第３０号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第３０号は許可することで可決しました。
○議案第３１号	
議長	続きまして、議案第３１号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第３１号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」 次のとおり農地法第５条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。

	【議案第３１号　転用許可申請　３番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 ３番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。
西高橋・打越新田地区推進委員	はい、西高橋・打越新田担当の阿久津です。議案第３１号３番についてご説明いたします。 こちらも先ほどの営農型太陽光発電設備の申請であります。■から■に事業者が変更になったということで、転用申請があったものです。特に問題はないと思われます。皆様方の慎重なるご審議、よろしくお願いいたします。
議長	こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 事務局の説明及び阿久津推進委員の説明のとおりであり、致し方ないと思われますが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第３１号について、許可相当と意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第３１号は許可相当との意見を付すことで決定しました。
○議案第３２号	
議長	続きまして、議案第３２号「農地の転用許可後の事業計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第３２号「農地の転用許可後の事業計画変更に対する意見決定について」 次のとおり農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請があったので、その意見決定について審議するものとする。 【議案第３２号　事業計画変更申請　３番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 ３番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。
西高橋・打越新田地区推進委員	はい、西高橋・打越新田地区担当の阿久津です。議案第３２号３番について説明します。付属資料１２ページ、１３ページをご覧ください。 こちらも事務局の説明があったとおり、令和５年７月頃■に売却されて事業者が変更になったということです。付属資料の１０ページの顛末書のとおりでありまして、致し方ない案件と思われますので、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議長	こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 事務局及び阿久津推進委員の言われたとおりであり、また、顛末書も提出されており、致し方ない案件と思われますが、皆さまの慎重な審議をお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

４番委員	はい。
議長	４番、黒﨑委員。
４番委員	４番黒﨑です。議案第３１号、３２号。この申請の順番は、事業計画変更で事業者■から■。それが済んでから■さんと■の転用申請という形なのかなと思ったんですが、この順番で正しいんですね。説明ください。
議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	事務局から回答させていただきます。黒﨑委員のおっしゃるとおり、こちらの案件につきましては、まず議案第３２号の農地の転用許可後の事業計画変更の承認が前提として、事業計画変更の承認の後に区分地上権設定、そして転用許可申請に対する許可が出るというような流れになっております。 議案の順番が、芳賀町の伝統で、農地法３条４条５条という順番で審議をし、転用許可申請の後に転用許可の事業計画変更という順番で代々議案を上げているため、今回もそれに倣って、このような順番で上げさせていただいたのですが、その流れがわかりづらくなってしまいまして申し訳ございませんでした。 黒﨑委員のおっしゃるとおり、この案件の転用許可、区分地上権の許可については、まず事業計画変更の承認が県で下りることが前提となりますので、ご指摘のとおり、事業計画変更の承認を前提として転用許可になるということで、県の方にもそのように意見を添えたいと思います。よろしいでしょうか。
４番委員	わかりました。今までの慣例でそうなったということですね。
事務局	はい。
議長	他に質疑はございませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第３２号について、承認との意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第３２号は、承認との意見を付すことで決定しました。
○議案第３３号	
議長	続きまして、議案第３３号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第３３号「非農地証明願に対する証明の可否について」 次のとおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。 【議案第３３号　非農地証明願　５番、６番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 ５番について、下高根沢地区 酒井 紀之推進委員お願いします。
下高根沢地区推進委員	はい、下高根沢の酒井です。議案第３３号５番についてご説明します。ただ今事務局から説明があったとおりで特段の問題はないと思われますが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いいたします。
議長	４番 黒﨑 浩委員、他に意見があればお願いします。

４番委員	４番黒﨑です。酒井推進委員さんと事務局の説明のとおり、駐在所の跡地ですので、今は取り壊されて更地になっていますが、そこの地目の変更のための申請ですので、致し方ないかなと思います。皆さんの慎重なる審議よろしくお願いします。
議長	６番について、西水沼地区 岡田 毅推進委員お願いします。
西水沼地区 推進委員	はい、西水沼地区の岡田です。議案第３３号６番についてご説明します。付属資料の１８ページから２１ページをご覧ください。先日、事務局２名と綱川委員と４人で現地確認してまいりました。元々は田んぼとして長屋門の前にあったんですけども、長屋門の脇に進入路を新しく広く作ってありまして、２０年以上庭として宅地と一体的に利用してる現状です。致し方ないかと思いますけども、皆さまの慎重な審議をよろしくお願いします。
議長	６番 綱川 祥史委員、他に意見があればお願いします。
６番委員	はい。６番、西水沼地区担当、綱川です。岡田推進委員さんと現地調査に行って見てきた結果、この角道の東側が草花などが植えられている庭になっていて、この角道の西側が小農機具や資材等入っているビニールハウスが建てられていました。このようなケースなので、致し方ない案件かと思われますが、皆さまの慎重なる審議の方よろしくお願いしたいと思います。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第３３号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第３３号は原案のとおり証明することで決定しました。
○議案第３４号	
議長	続きまして、議案第３４号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、４番 黒﨑 浩委員が退席となります。
	（黒﨑 浩委員 退席）
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第３４号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。 ６ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和８年８月２０日、利用権設定等の面積１５，５０８平方メートル、令和８年中の累計１，０３１，９２８．２４平方メートル。詳細は、７ページ記載の合計２件となります。お目通しをお願いします。
議長	以上で、事務局の説明を終わります。 ２件ですので、審査時間は設けないで進めます。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	（意見なし）

議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第３４号について、原案に対し、意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第３４号は意見なしと決定しました。 黒﨑 浩委員の入場をお願いいたします。
	（黒﨑 浩委員 着席）
○議案第３５号 議長	続きまして、議案第３５号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、５番 黒﨑 陽子委員が退席となります。
	（黒﨑 陽子委員 退席）
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第３５号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」 次のとおり農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について町から意見を求められたので、その意見決定のため審議するものとする。 変更明細につきましては、次の９ページをご覧ください。３件とも農振除外の申請となっております。また、お配りしました変更明細の別冊資料につきましては、１番の案件が３ページから、２番の案件が３３ページから、３番の案件が９１ページからとなっております。また個別の案件につきまして、事務局より補足説明をさせていただきます。 １番につきましては、駐車場及び資材置場への転用目的の農振除外となっております。通常、原則としまして、農振農用地に資材置場を作るという転用は不可でありますが、許可の例外というものが規定されておりまして、現在の事業を行っている事業用地の拡張であって、現在の事業用地の面積の２分の１以内の面積であれば可能ということになっております。現在の資材置場の面積が７２０平方メートルありますので、今回はその２分の１以内ということで、３６０平方メートルの転用という形になっております。 また２番の案件につきましては、■の分家住宅のための農振除外となっております。 また３番につきましては、こちらは農家住宅の敷地拡張ということで、非農地証明見込みに伴う農振除外の申請となります。こちらの案件につきましては、当時きちんと事前に適法に除外申請、転用申請を行っていれば許可が出ていた案件と思われますので、それから２０年以上経過しているため、非農地証明見込みでの除外申請となっております。 事務局からの説明は以上です。
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 １番、３番について、東水沼地区 菊地 方敏推進委員お願いします。
東水沼地区 推進委員	はい、東水沼地区 菊地です。議案第３５号の１番についてご説明申し上げます。 資料は、先ほど説明があったとおり３ページから３０ページになります。本案件は、■が資材置場兼駐車場の敷地を拡張するため、農振除外の申請があったものです。事業拡大により現在の面積では対応しきれなくなり、隣接する畑に敷地を拡張したいということでやむを得ない案件かと思います。

	続いて３番についてご説明申し上げます。資料は９１ページから１０９ページになります。本案件は■在住の■さんが所有する宅地に隣接する畑を、２０年以上前から農機具倉庫、物置、通路として使用しており、是正のため、農振除外の申請があったものです。所有者の■さんは現在■に住んでいますが、■さんが芳賀町に戻って来て就農する予定ということです。非農地証明見込みの農振除外ということで、致し方ない案件だと思いますが、皆さまの慎重なるご審議のほどよろしくお願いします。
議長	３番 酒井 和夫委員、他に意見があればお願いします。
３番委員	３番 酒井です。１番、３番ともに致し方ない案件かなと思いますので、皆さまのご審議よろしくお願いします。
議長	２番について、下高根沢地区 小林 康男推進委員お願いします。
下高根沢地区	はい、下高根沢北部地区担当の小林です。議案第３５号２番についてご説明申し上げます。資料は３３ページから９０ページにあります。本案件は、■さんと■さんが分家住宅を建てるため、農振除外の申請があったものです。■は■さんの経営を手伝う形で従業員として就農しており、今は■のアパートから通勤していますが、今後も農業を続けていくために、近くに分家住宅を建てたいということです。申請地は、■さんの自宅から約１００メートル南にある田んぼになります。■さんが所有する土地の中で、分家住宅が建てられる土地を検討したところ、法律の要件を満たす土地は申請地しかないということです。後継者の分家住宅ですので、致し方ない案件かと思いますが、皆様方の慎重なるご審議のほどよろしくお願いします。
議長	４番 黒﨑 浩委員、他に意見があればお願いします。
４番委員	４番 下高根沢の黒﨑です。付属資料の３９ページ、事業計画書の中に転用行為の理由ということで、■さんのところでは今６０ヘクタールの水田を耕作しております。その後継者の■が分家住宅を建てるという計画の案件でございます。下高根沢の中でもかなり有望な後継者でございますので、何ら問題ないかと思いますが、皆さんの慎重なる審議よろしくお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第３５号について、原案のとおり変更することはやむを得ない、との意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第３５号は、変更はやむを得ないとの意見を付すことで決定いたしました。 黒﨑 陽子委員の入場をお願いいたします。 （黒﨑 陽子委員 着席）
○報告第８号	
議長	続きまして、報告第８号「農地法第１８条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第８号「農地法第１８条の解約通知について」 次のとおり農地法第１８条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細は、１０ページに記載の合計２件となります。お目通しをお願いします。以上です。

議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、令和８年第７回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。 （閉会午後２時４０分）